

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「人にやさしい安全安心のまちづくり計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、足利市

3 地域再生計画の区域

足利市の全域

4 地域再生計画の目標

足利市は、東京から北へ約80km、栃木県南西部に位置し、佐野市、群馬県桐生市・太田市・館林市に接する人口15万5千人の都市である。北には足尾山地へと続く緑なす山なみ、南には広大な関東平野、中央を流れる渡良瀬川の清流など、豊かな自然環境に恵まれている。また、市内には日本最古の学校といわれる史跡足利学校や足利氏ゆかりの鑿阿寺ぼんなんじをはじめとする文化遺産のほか、数多くの神社仏閣があり、歴史的、文化的資源にも恵まれており、これら豊かな自然や歴史資産を求めて、毎年多くの観光客が訪れている。本年3月には、北関東自動車道が全線開通することにより、北関東3県の主要都市や東京から放射状に伸びる各高速道路と直接結ばれることになり、更なる誘客に向けて、自然を活かした農林業体験や都市と農村との交流事業などにも力を入れている。また、本年7月には両毛地域の中核病院である足利赤十字病院の移転開院も控えている。

しかしながら本市の地形は、市域の北半分が山間地域となっていることや中央には東西に渡良瀬川が流れていることなど、本市を訪れる観光客にとっても市内を移動する市民にとっても、橋りょうやトンネルなどが支障となり、交通利便性が良い状況とはなっていない。また、渡良瀬川とJR両毛線が市街地中心部を近接して並行しているため、市街地が南北に分断されることになり、交通混雑の原因にもなっている。

このようなことから、以前から踏切の解消のための鉄道交差の立体化やボトルネックとなっている橋りょうの架替え整備など、安全安心に市内を移動できるような道路整備が求められており、また今春全線開通する北関東自動車道のインターチェンジ周辺や本年7月に移転開業する足利赤十字病院周辺では、アクセス道路の整備が緊急の課題となっている。

これらの課題に対処するため、安全安心な市民生活や本市を訪れる観光客へのおもてなし、活発な産業活動などの基礎となる都市基盤の整備を進め、市民一人ひとりに

やさしく、活力に満ちた「都市（まち）」を目指す。

具体的には、鉄道と道路の交差の立体化を行うとともに、北関東自動車道太田桐生インターチェンジへのアクセス強化、足利赤十字病院周辺の歩行空間の整備充実により、安全で快適な市民生活を支える道路ネットワークの充実を図る。

また、林道整備を実施することにより、森林整備の推進を図ることはもちろんのこと、都市と農村との交流事業の促進や観光客の北部地域での利便性を向上させ、林業ばかりでなく北部地域の産業の活性化を目指す。

（目標 1）山前小学校から北関東自動車道太田桐生 IC へのアクセスの向上

（ルート走行時間の短縮 従来ルートの 15 分から 7 分へ 8 分短縮）

（目標 2）森林整備の推進

（平成 25 年度以降整備した林道の利用区域内の 3% 程度の森林整備（H25 から H27 までの 3 年間の合計））

5 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

JR 両毛線で南北に分断された「市道鹿島山下通り」周辺や本年 7 月に移転開院する足利赤十字病院の進入道路になっている「市道五十部町 4 号線」周辺では、幅員が狭く歩道のない踏切が多く、朝夕の通勤通学時には車両と通学児童等が錯そうしている状況である。また、北関東自動車道太田桐生インターチェンジ（IC）へのアクセス道路としての役割も担っているものの、踏切が狭あいでの通行に支障をきたしており、十分な機能を果たしているとはいえない。このため、鉄道との立体化や踏切整備を行うことにより、通行の安全性の向上、幹線道路の連結強化、土地の利用促進や新病院周辺の安全で快適な歩行空間の確保、さらには高速道路利用者の利便性の向上を図る。

また、林道は森林の整備とともに、集落間を結ぶ連絡道路としても整備を進めてきたが、一部狭あいな区間があるため、これを解消して利用者の安全を確保するとともに森林整備の推進を図る。

あわせて、現在北部山間地域で進めている自然を活かした農林業体験や都市と農村との交流事業は、対象者が市外からも高速道路を利用して本市に来ている。このため、太田桐生 IC と足利 IC の間に位置する北部山間地域の林道や IC へのアクセス道路の整備は、本市への観光客の利便性を向上させ、新たな市内の回遊ルートの整備につながる。また、北部地域のレクリエーション施設は、多くの市民も利用しており、鉄道との立体化や踏切及び林道の整備を行うことは、市内の南北交通の利便性を向上させ、余暇活動の活発化にもつながることになり、本市を訪れる観光客と合わせて交流人口の増となって、観光をはじめとする地域振興に貢献する。

(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道：道路法に規定する市道に認定済み
市道鹿島山下通り 昭和 62 年 3 月 20 日認定
市道五十部町 4 号線 昭和 62 年 3 月 20 日認定
- ・林道：森林法による地域森林計画に路線を記載済み
林道入山線 渡良瀬川地域森林計画(平成 18 年 12 月 26 日策定)
林道栗谷松田線 渡良瀬川地域森林計画(平成 18 年 12 月 26 日策定)

[施設の種類の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市道(足利市) 足利市
- ・林道(足利市) 足利市

[事業期間]

- ・市道(平成 23~27 年度)、林道(平成 25~26 年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 0.64 k m、林道 0.20 k m
- ・総事業費 3,548,000 千円 (うち交付金 1,770,000 千円)
(内訳) 市道 3,528,000 千円 (うち交付金 1,764,000 千円)
林道 20,000 千円 (うち交付金 6,000 千円)

(5-3) その他の事業

①まちづくり交付金事業(五十部町地区)

- ・複合拠点形成のための基盤整備、広域避難所の機能強化による安全性・防災性の向上、ふれあい空間の整備を行う。

(平成 18~22 年度)

実施主体：足利市

②生活路線バス運行見直し

- ・市内に運行されている生活路線バスを足利赤十字病院の移転に合わせ、路線等の見直しの実証運行を行う。

(平成 23~25 年度)

実施主体：足利市地域公共交通活性化協議会

③救急医療体制充実事業

- ・休日及び夜間における救急診療業務を複合拠点内に整備する施設で、医療機関に委託し実施する。

(平成 23 年度~)

実施主体：足利市

④足利・名草ふるさと自然塾事業

- ・本市の北部に位置する名草地区の豊かな自然環境や資源などを活かした体験交流型ツーリズムを確立し、体験プログラムの実施や余暇活動の場を提供します。

(平成18年度～)

実施主体：足利市

6 計画期間

平成23年度～平成27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、足利市が計画期間終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。